



◇「わかやま物価とくらし」はインターネットでも御覧いただけます◇
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/049/049.html>

「特定商取引に関する法律」 が改正されました。

—平成16年11月11日施行—

特定商取引に関する法律とは、訪問販売等トラブルが生じやすい特定の取引類型を対象に、トラブル防止のルールを定め、事業者による不公正な勧誘行為等を取り締まることにより、消費者取引の公正を確保するための法律です。

改正の主なポイント

☆事業者への規制強化！

- ① 商品の販売などの勧誘をする時は、勧誘が目的であることをまず明示することを義務づけます。
- ② 販売目的を隠して、一般の人々が自由に出入りしない場所に誘い込んで勧誘することを禁止します。
- ③ 商品の性能等に関する重要な事実をわざと消費者に言わない行為を禁止します。

違反した場合

改善指示、業務停止の行政処分又は罰則！！

○ 契約の取消し

訪問販売等で、虚偽の説明や、上記の違法勧誘によって消費者が誤認して契約を結んだ場合、消費者は契約を取り消すことができるようになります。

○ クーリング・オフの期間を延長

事業者が嘘を言ったり脅したりして、消費者のクーリング・オフを妨害した場合には、クーリング・オフの期間（8日または20日）を過ぎても、クーリング・オフができるようになります。

○ マルチ商法の加入者は、いつでも中途解約や退会ができます

マルチ商法の組織に加入した消費者は、クーリング・オフの期間（20日間）を過ぎても、中途解約や退会ができるようになります。

また、一定の条件を満たせば、商品を返品して購入代金の90%を返してもらえることができるようになります。

☆消費者救済のための
民事ルールの整備！

☆ 対象となっている取引類型

訪問販売	自宅への訪問販売、アポイントメント・セールス (電話等で販売目的を告げずに事務所等に呼び出して販売)
電話勧誘販売	電話で勧誘し、申込を受ける販売
通信販売	新聞、雑誌、インターネット等で広告し、郵便、電話等の通信手段により 申込を受ける販売
特定継続的役務提供	長期・継続的な役務の提供とこれに対する高額の対価を約する取引 (現在、エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、結婚情報サービス、 パソコン教室の6役務が対象)
連鎖販売取引 (いわゆるマルチ商法)	個人を販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘させる形で、販売組 織を連鎖的に拡大して行う商品・役務の販売
業務提供誘引販売取引 (いわゆる内職・ モニター商法)	「仕事を提供するので収入が得られる」と勧誘し、仕事が必要であるとし て、商品等を買わせ金銭負担を負わせる取引

詳しくは

☆☆☆ 経済産業省のホームページをご覧ください ☆☆☆

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/tokusho_amend.html

「わかやまぐらしのモニター」通信票から



- ⊙ 台風の影響でキャベツやレタス、大根などの価格が跳ね上がった。それと同時に関係ないはずの輸入もののプロッコリーなども以前より値上がりした。消費者にとっては痛いです。地元でとれた野菜を売ってる小売店などの方が比較的安いので、そっちの方で買うようになりました。みんながそう思うらしく、いつもより人が多いように思います。
(有5 和田 久視子様)
- ⊙ あるドラッグストアでの事です。表示方法が改正されてから、ずっと気になっていたのですが、消費税込みの金額がかなり小さく、表示価格、消費税抜きの下に書いている為、安いとの勘違いがおこり、支払いの時にびっくりしています。総額を大きく書いて欲しいと思うのですが、私だけかと思い何人かの友人に聞いたところ、同様の答えがかえってきました。今度店の意見書に記入しようと思います。
(和19 東根 恵子様)

依然として多い架空請求やオレオレ詐欺、台風・地震等の災害、私たちのまわりには暮らしに身近な問題が次々起こっています。一人一人が消費生活に関することに関心を持ち、身近な情報を活用していくことが今後ますます必要になってきます。

県でも、消費者の方にわかりやすい情報を提供できるよう、日々業務に取り組んでいきたいと考えております。

年末のお買い物情報

これからの季節、クリスマスやお正月など、食料品を購入する機会が増えてきますね。そこで、今回は、和歌山青果株式会社、和歌山魚類株式会社などのご協力をいただいて、主な生鮮食料品の年末の出回りや価格に関する情報をお届けします。これからのお買い物の参考にしてください。

(平成16年10月下旬における見通しです。)

◇ 野菜 ◇

今年は、台風などの自然災害の影響から、昨年と比べると全般的に出荷量が少なく、価格が若干高くなることが予想されます。

葉野菜

レタスの価格は、昨年より高くなる見込みです。
はくさい、キャベツ、白ねぎの価格は、昨年よりやや高くなる見込みです。
ほうれんそうの価格は、昨年並みとなる見込みです。

根野菜

金時にんじん、西洋にんじんの価格は昨年より高くなる見込みです。
だいこんの価格は、昨年よりやや高くなる見込みです。
ばれいしょ、ごぼう、れんこんの価格は、昨年並みとなる見込みです。

果菜類

きゅうり、トマト、なす、ピーマンの価格は、昨年よりやや高くなる見込みです。

◇ 果物 ◇

みかん、りんごの価格は、昨年よりやや高くなる見込みです。
柿の価格は、昨年並みとなる見込みです。

昨年より、りんごは若干小玉傾向、柿は大玉傾向の商品が出回るでしょう。

◇ きのこと類 ◇

えのき、しめじの価格は、昨年よりやや高くなる見込みです。
しいたけの価格は、昨年並みとなる見込みです。

◇ その他 ◇

県では、12月下旬に県職員による価格調査を実施します。

調査結果については、12月末に県ホームページに掲載しますので、ぜひご覧ください。

(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/050/050.html>)

◇ 水産物 ◇

例年に比べ水温が高く、今後、水温が下がらなければ、養殖魚の価格が高くなることが予想されます。

生鮮魚類

たい、かきの価格は、昨年より高くなる見込みです。
本マグロ、えびの価格は、昨年よりやや高くなる見込みです。
はまち、ぶり、メバチマグロ、キハダマグロ、紋甲いが、かにの価格は、昨年並みとなる見込みです。

水産加工品

煮だこの価格は、昨年より高くなる見込みです。
塩さけ、がずのこ、がまほこの価格は、昨年並みとなる見込みです。

ご存じですか?

マネー情報

知るぽると

和歌山県金融広報委員会

おかねの情報が集まる「港」として、おかねの知識への身近な「入口」として、活動している金融広報中央委員会の、新しい愛称です。

金融広報中央委員会は、日本銀行の中に事務局のある、中立・公正な機関で、全国47都道府県にそれぞれ各地委員会が組織され、和歌山県では県庁の中に事務局：和歌山県金融広報委員会があります。

当委員会の活動内容

- ① **講演会・シンポジウムの開催**
自分にあった資産運用の選択や生活設計、資金計画、それらに欠かせない金融商品、年金、保険の制度など。
基本からできるだけわかりやすくお伝えします。
- ② **講師の無料派遣**
「暮らしに身近な金融・経済」の提供、「生活設計」の勧め、「金融・金銭教育」の普及を活動の中心に、勉強会の講師として活動している金融広報アドバイザー等を派遣します。
金融広報アドバイザー（本県：7名）
畑口充弘氏・佐々木俊子氏・渡辺富美氏・土井紀彦氏・垣 由起氏・佐本桂子氏・赤井カホル氏
- ③ **金融経済情報の資料の配布**
さまざまな“暮らしに身近なおかねの情報”を、個人、団体、学校等に配布、地域に密着したきめ細かい活動をしています。
ビデオの貸し出しもしていますので、ご利用下さい。

金融学習グループ

暮らしに身近な金融経済や生活設計等について自主的に学ぶ地域のグループです。
(16年度：県内8グループが活動中)

金銭教育研究校

金銭や物に対する健全な価値観の養成や知識の習得に取り組んでいます。
(16年度：1小学校・1幼稚園で実践中)

おかねのこと、暮らしのこと、学んで今の暮らしを見直してみませんか？
学習会を開く際の講師選定のお手伝いや、テーマについての相談に応じます。
お気軽にお問い合わせ下さい。

和歌山県金融広報委員会 事務局：和歌山県県民生活課内 TEL 073-441-2342	マネー情報 知るぽると 和歌山
---	-----------------------

消費生活、物価、県民相談・交通事故相談に関するダイヤル

消費生活に関する御相談・・・消費生活センター 073-433-1551 消費生活センター紀南支所 0739-24-0999	県民相談・・・・・・・・・・・・・県民相談室 073-441-2356
物価問題に関する御質問・・・県民生活課（物価ダイヤル） 073-433-4444	交通事故相談・・・・・・・・・・・・・交通事故相談所 073-441-2359 交通事故相談所紀南駐在 0735-22-8551

いずれも相談受付時間は、平日：午前9時～午後5時 土曜・日曜・祝日・年末年始は休みです。
交通事故相談所紀南駐在については、水曜日にも休みです。